人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四九

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「六月に支給する場合には百分の百五以上百分の百七十」を「百分の百十以上百分の百八十」に、「百分の百三十一以上百分の二百十以下」、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十九以上百分の二百三十」を「百分の百三十四以上百分の二百二十」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の九十三・五以上百分の百五」を「百分の九十八・五以上百分の百十」に、「百分の百十六・五以上百分の百三十一未満）、十二月に支給する場合には百分の百三・五以上百分の百十五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十四・五以上百分の百三十九」を「百分の百十九・五以上百分の百三十四」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の八十二」を「百分の八十七」に、「百分の百二」、十二月に支給する場合には百分の九十二（特定管理職員にあつては、百分の百十二」を「百分の百七」に改め、同号ニ中「六月に支給する場合には百分の八十二」を「百分の八十七」に、「百分の百二未満）、十二月に支給する場合には百分の九十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百十二」を「百分の百七」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合には百分の百十九以上百分の百八十四」を「百分の百二十四以上百分の百九十四」に、「百分の百六十八以上百分の二百四十七以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十九以上百分の二百四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十六以上百分の二百六十七」を「百分の百七十一以上百分の二百五十七」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の九十八以上百分の百十九」を「百分の百三以上百分の百二十四」に、「百分の百三十以上百分の百六十八未満）、十二月に支給する場合には百分の百八以上百分の百二十九未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十八以上百分の百七十六」を「百分の百三十三以上百分の百七十一」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の七十七」を「百分の八十二」に、「百分の九十二」、十二月に支給する場合には百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同号ニ中「六月に支給する場合には百分の七十七」を「百分の八十二」に、「百分の九十二未満）、十二月に支給する場合には百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十二」に、「百分の九十七」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合には百分の百一以上百分の百八十五」を「百分の百三・五以上百分の百九十」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の百六以上百分の百九十五以下（事務次官等にあつては、百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の八十七・五、十二月に支給する場合には百分の九十二・五」を「百分の九十」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の八十七・五未満、十二月に支給する場合には百分の九十二・五」を「百分の九十」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「六月に支給する場合には百分の四十二」を「百分の四十四・五」に、「百分の五十二以上）、十二月に支給する場合には百分の四十七以上（特定管理職員にあつては、百分の五十七」を「百分の五十四・五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の三十八・五」を「百分の四十一」に、「百分の四十八・五）、十二月に支給する場合には百分の四十三・五（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五」を「百分の五十一」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の四十一」に、「百分の四十八・五未満）、十二月に支給する場合には百分の五十三・五」を「百分の四十一」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十九・五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十以上（特定管理職員にあつては、百分の六十四・五」を「百分の六十二」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の四十一・五（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の三十六・五」を「百分の三十九」に、「百分の四十三・五）、十二月に支給する場合には百分の三十六・五（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の四十六」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合には百分の四十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の四十六」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合には百分の三十六・五」を「百分の三十九」に、「百分の四十三・五）、十二月に支給する場合には百分の三十六・五（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の四十六」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合には百分の三十六・五」を「百分の三十九」に、「百分の四十三・五）、十二月に支給する場合には百分の三十六・五（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合には百分の四十六」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合には百分の四十一・五未満